

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 水戸市××町1234
氏 名 株式会社茨城県薬務課
代表取締役社長 茨城 花子

都 道 府 県 知 事 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
	エフピーOD錠2.5mg	35錠
廃棄を行った施設の所在地及び名称	茨城県薬務課薬局 土浦店 土浦市〇〇町1-2-3	
廃 棄 の 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日	
廃 棄 の 場 所	調剤室	
廃 棄 の 方 法	溶解後、下水に放流	
廃 棄 の 事 由	患者が死亡し、譲り受けたため	
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。